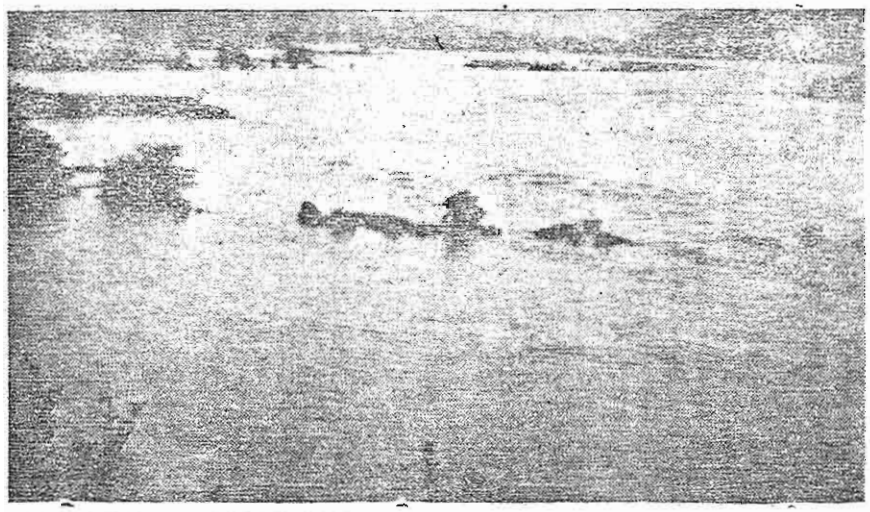
広報
いまかね

発行所　今金町役場
発行人　今金町長　安部義雄
編集人　助役　犬上博
印刷者　今金印刷所　内田益男



台風十号に襲われた住吉地区

台風の爪跡

被害総額四億円

九号台風　二六六、三七二千円
十号台風　一三二、二六二千円

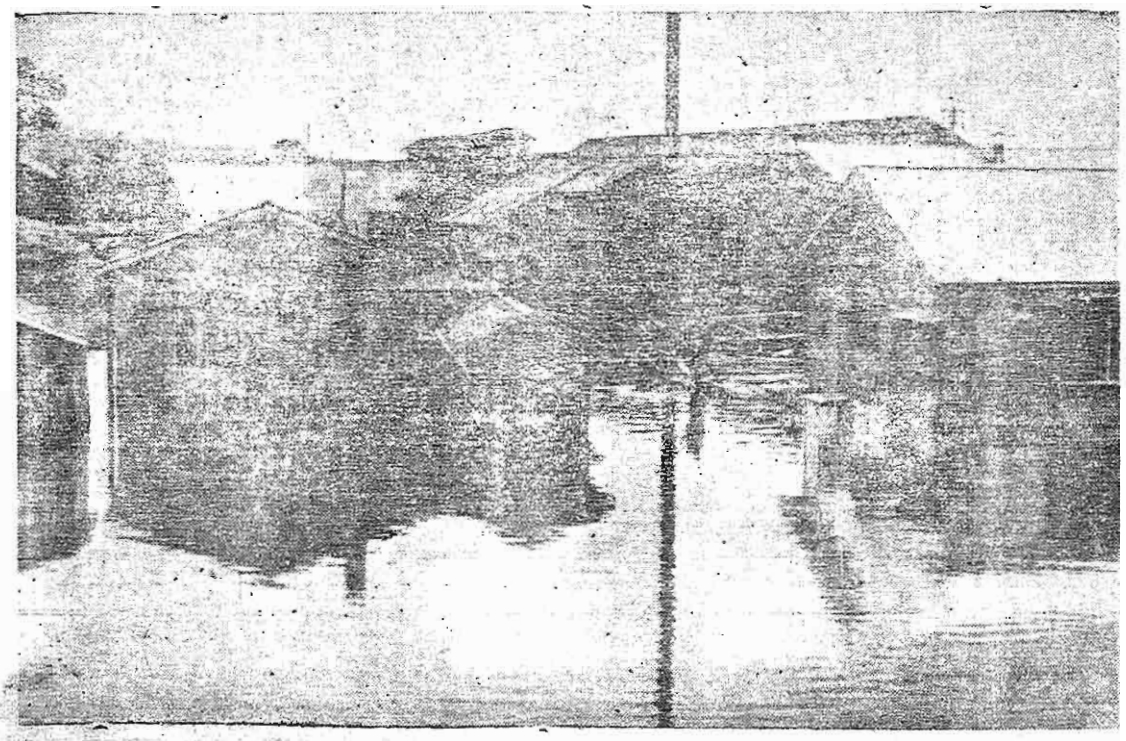
『八月の大水害に対処して』

今金町長　安部義雄

昨年の災害によつて本町に交渉を続けている訳であるに於ける被害は三十数年来りますが、昨年来の被害状の大水害となり、その復興、況から見て、利別川上流地に全力を尽して参つたのでて域の保全とピーク流量調節ありますが、復旧半ばにしの為め流域防災の総合計画て事業を第一として左記の通本年に至り七月、八月に亘り三回に及ぶ水害で今金り目標を掲て強力にこの実町にとつては別表の通り実現に邁進する方針でありま に致命的な災害を受け被害す。

者の方々にとつて重なる災一、利別川上流々域防災事害の為にその苦悩は察する業の実施について に余りあるものがあると思 産業の発展に伴い木材需います。 要の増大と共に林業経営の

町としましても被災者の保護育成は極めて重要であ方々に心から御見舞申上げりますが、特に戦中戦後にますと共にこの復興に対しおける国民自らの森林の不まして出来得る限りの施策充分なる管理経営によるもを講ずるべく目下全力を挙の或は治山対策にマツチしげて道、国その他関係方面ない木材の過伐等が現在荒



台風九号による浸水家屋（緑町）③

農地拡大の起因でないかと思料せられ、地表水の浸蝕により山地崩壊を誘発し雨水と共に流送される土砂の大半は災害常習被害地の根源となり渓床を破壊し河床を高め、従つて一般公共土木の被害は勿論のこと農業全般並に町民生活に及ぼす不安と損害はまことに甚大であります。

殊に昨年七月及十月の豪雨災害に際しましては各種公共施設並に農業関係被害総額は実に三億の巨額に達し、更に又本年七月並に八月の両三の水害で一般公共土木をはじめとして農業関係被害を含め総額四億に及ぶ連続災害を受けるに至り国保地域住民の現状はまことに悲惨な状況を示しており、特に道南唯一の国営河川である利別川が中央を東西に貫流しオチヤラツペ川、パンケオイチヤヌンペ川の道営河川をはじめとし、大小支流の数多き町営河川を施しており、現在治水計画が進められているのは、オチヤラツペ川及幸原川並に利別川下流に限定されており、その他大小河川は自然のまま放任されている原始河川であります。

このような現状に対処し流域保全の防災対策こそ緊急を要するのでありますからこれ等の災害防止対策としてこれ等の災害防止対策として特に町民多年の悲願である利別川上流の治水工事の延長をはじめとし砂防治山事業の相互の有機的連繋のもとに一環事業計画を是非実現するよう挙町一致して関係機関を通じ強く要望しているものであります。

二、一般公共土木河川並に農地農業用施設の災害復旧事業について。

今回の災害は主として利別川上流治水計画区域外の氾濫によるものが主で河川の掘削施行により障害物の堆積に伴い各所にダムアップされ流失欠壊により被害が拡大され農地農業施設の流失埋没並に道路橋梁の流失等甚大な被害を受けたものであります。

従つて一般公共土木並に農地農業用施設の災害復旧事業については交通上営農上重大な支障となるので速かに着工の諸準備を進めておりますので、これ等の取扱いについても迅速な取運びを当局に強力にお願いし農地の保全と民生安定を図るべく努力致しております次第であります。

以上の通り現在町議会と共に総力を挙げてその復旧と恒久防災対策に努力している訳ですが、町民各位にはこの打続く天災に屈することなく組織的そしてたくましい農民魂に徹して再建の為に奮起していただきたいと思います。

『三才児健康診査の実施について』

左の要領で三才児に対する健康診査を実施しますから該当児は必ず受診して下さい。

(一) 三才児に対する健康診断は発育状態、栄養の良否、疾病の有無等従来行われていた健康診断にとどまらず、歯科及精神発達等の検査、食欲不振及び諸種習癖の相談、指導、予防接種実施の有無の確認等多角的な検査を行いあわせて肢体不自由、精神薄弱、視力又は聴力障害等各種身体障害の早期発見に資するものであります。

(二) 対象とする児童は昭和三十七年四月一日現在で満三才を超え満四才に達しない者。

(三) 実施の時期及場所

日時	場所	対象地区
八月二十八日 午後二時より午後四時迄	鶴川小学校	中里、住吉、稲穂
八月二十九日 午前十時より正午まで	金原小学校	豊田、鈴金、金原
〃 午後二時より午後三時まで	八東小学校	八東、白石
八月三十日 午前十時より午後三時迄	今金保健所	今金
八月三十一日 午前九時半より正午迄	光台田代日進神仁鈴岡御影	
〃	美利河、花石地区は別にお知らせ致します。	

（昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日迄の間に生れた者）

「台風九号、十号による被災者の国民年金保険料の免除について」

八月三、四日の台風九号八、九日の台風十号により被害を受け保険料納付が困難な被保険者がある場合は国民年金保険料を免除されますから緊急手続して下さい

記

一、被害程度三割以上の被害を受けた人

二、免除期間本年八月から十二月まで又は明春三月まで。

三、手続は印鑑、国民年金手帖持参の上、年金係にお出で下さい。

昭和37年8月3.4日台風9号による豪雨被害状況総括表

区分	調査項目	被害状況	被害金額
罹災総数	戸数	409	千円
	世帯数	409	
	人員	1,841	
住家の被害	床上浸水 戸数	137	
	床上浸水 世帯数	137	
	床上浸水 人員	617	4,110
	床下浸水 戸数	272	
	床下浸水 世帯数	272	
	床下浸水 人員	1,224	408
	計	409戸 409世帯 1,841人	4,518
非住家の被害		2戸	400
農業被害	田（流失埋没（農地））	45ha	12,500
	畑（流失埋没（農地））	105	31,500
	小計（流失埋没（農地））	150	44,000
	田（農作物冠水浸水）	374	40,328
	畑（農作物冠水浸水）	477	27,676
	小計（農作物冠水浸水）	851	68,004
	農業用施設	45ヶ所	12,000
	農業用施設	15件	1,050
	農家の畜舎		245
	その他		520
	計		125,819
土木被害	道路 河川	70ヶ所	40,000
	道路 橋梁	20	10,000
	道路 小計	2	3,000
	河川 小計	92	53,000
	町道 河川	80	35,000
	町道 橋梁	22	3,500
	町道 小計	9	3,000
	町道 計	111	41,500
	崖くずれ	203	94,500
	崖くずれ 計	3	150
	崖 計	206	94,650
林業被害	山地道物他	21	34,000
	冶林林林そ	52	800
	産の計	5	2,500
		3	1,250
		2	1,500
			40,050
衛生施設被害	病院	1ヶ所	108
商工業被害	業他	3ヶ所	550
	そ の計	2	225
			775
文教施設被害	小学校	1ヶ所	52
総計			283,377

昭和37年8月3.9日台風10号による豪雨被害状況総括表

区分	調査項目	被害状況	被害金額
罹災総数	戸数	89戸	千円
	世帯数	89	
	人員	427	
住家の被害	床上浸水 戸数	17	
	床上浸水 世帯数	17	
	床上浸水 人員	81	510
	床下浸水 戸数	72	
	床下浸水 世帯数	72	
	床下浸水 人員	72	110
	計	346	620
非住家の被害		戸	
農業被害	田（流失埋没（農地））	(45) 52	1,500
	畑（流失埋没（農地））	(105) 126	6,300
	小計（流失埋没（農地））	(150) 178	7,800
	田（農作物冠水浸水）	(79) 104	22,924
	畑（農作物冠水浸水）	(286) 4675	23,758
	小計（農作物冠水浸水）	(365) 5715	46,682
	農業用施設	(45) 45ヶ所	4,860
	農業用施設		
	農家の畜舎		
	その他		
	計		59,342
土木被害	道路 河川	17	15,000
	道路 橋梁	7	11,000
	道路 小計	24	26,000
	町道 河川	23	5,450
	町道 橋梁	17	5,850
	町道 小計	4	200
	町道 計	44	11,500
	崖くずれ	68	37,500
	崖くずれ 計		
	崖 計	68	37,500
林業被害	山地道物他	13	26,000
	冶林林林そ	5	5,000
	産の計	7	3,500
		1	300
			34,800
総計			132,284

「町民税の減税について」

昨年三月以来地方税法の一部改正により大幅に改正されたのは町民税であります。

減税の内容に入る前に住民税（市町村民税）の改正されました事について少しく述べさせていただきます。

先づ申告制度の拡充強化であります。これは直接納税者の皆さんと関係があるので、従前もこれらのことは市町村の条例で規定されているところもありましたが、この度の改正ではそれが更に明確して法定化され従つて申告により所得控除或は税額控除の特典を謝与され、その反面所定の期日（毎年三月二十日）までに申告しなかつた場合はその特典を認められないことになるわけであります。

次は課税方式の統合であります。従来住民税の課税方式としては、第一課税方式、第二課税方式の本文及但書、第三課税方式の本文及但書の五方式に分れておりましたが、この度の改正ではこれを第二課税方式の本文と但書の二方式に統合されたことであります。

次は税率についてでありますが、これは従来通り地方税法において規定すべき税率のみを定め、実行する税率は市町村がその実情に即して条例で定めることにしたのでありますが、この